

令和8年第2回四万十町議会定例会

議案説明資料（追加）

令和8年6月18日

四 万 十 町

## 目次

議案番号	付議事件名	ページ
議案第74号	学習者用タブレット端末等の売買契約の締結について	1

## ■議案第74号 学習者用タブレット端末等の売買契約の締結について

### 【要旨】

国が推進する GIGA スクール構想第2期のもとで、本町においても令和2年度から令和4年度までに学習者用タブレット端末を整備し、経年劣化による更新時期を迎えているところです。さらに、来年度から全面的に実施される学力調査のデジタル化に加え、教科書のデジタル化が行われた場合にも対応できるようにするため、町内小中学校に学習者用タブレット端末等の機器を新たに整備します。

本議案は、指名競争による入札の結果、下記事業者と売買契約を締結するため、四万十町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成18年四万十町条例第47号）第3条の規定により議会の議決を求めるものです。

### 【売買契約締結内容】

契約件名	令和8年度四万十町小中学校情報機器整備事業
契約金額	103,642,000円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額9,422,000円)
契約の相手方	高知市一ツ橋町1丁目36番地 四国情報管理センター株式会社 代表取締役 中城 一
納入場所	四万十町立小中学校 地内
購入物品	学習者用タブレット端末864台(令和8年度児童生徒836人分に加え、予備機28台を含む)及び電源アダプター836本

### 【根拠法令】

四万十町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（抜粋）

(議会の議決に付すべき財産の取得又は処分)

第3条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格700万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については、1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

## 入 札 記 録

事 業 名	令和8年度 四万十町小中学校情報機器整備事業		
入 札 区 分	指名競争入札		
入 札 日 時	令和8年6月11日 午前11時00分		
入 札 場 所	四万十町役場 西庁舎3階 会議室3A		
予 定 価 格 ①	108,213,600 円	最低制限価格	円
落札決定金額②	103,642,000 円	落札率	②/①= 95.78%
契 約 金 額	103,642,000 円	内取引に係る消費税及び地方消費税額	9,422,000円
請 負 者 名	高知市一ツ橋町1丁目36番地 四国情報管理センター株式会社		
契 約 保 証 金			
業 者 名	第 1 回		備 考
(株)アイビス	辞退		
(株)エレパ	106,113,040 円		
(株)オフコム	辞退		
(株)高知事務機	辞退		
(株)高知電子計算センター	辞退		
四国情報管理センター(株)	103,642,000 円	(落)	
(株)ビーウェーブ	辞退		
備 考	金額は全て消費税及び地方消費税額を含んだものです。		

